

用語		解説
い	医療費適正化計画	高齢者の医療の確保に関する法律において、都道府県が定めることとされている計画で、国民皆保険を維持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、質の高い医療サービスが提供される医療提供体制を確立するとともに、医療費について額の増大を招かないように抑制を図るための長期的な対策を定めた計画のことです。
か	介護納付金	国民健康保険事業を運営する市町村が徴収している介護保険の第2号被保険者（40歳～64歳の方）の介護保険料（介護保険の第2号被保険者の保険料は、医療保険者が徴収）を、社会保険診療報酬支払基金に対して納付する納付金のことです。
き	旧ただし書き方式による課税標準額	旧地方税法第292条第4項ただし書きの課税総所得金額によって算定される方式のことです。 一般に低所得者が多いといわれる国保保険者では、課税所得の範囲が広い当該方式で所得割額を算定することを原則としています。
け	県繰入金	平成30年度に創設される県国民健康保険特別会計の財源として、県が一般会計から支出するお金のことです。1号交付金とは平成29年度までの県調整交付金の普通調整交付金（医療費分）のことを、2号交付金は特別調整交付金のことを指します。
こ	後期高齢者医療制度	75歳以上の後期高齢者及び65歳以上74歳以下で一定の障害があり寝たきりとなっている高齢者を対象にした独立した医療保険制度のことで、平成20年4月に創設されました。 制度の運営は、保険料徴収については市町村が行い、財政運営については都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が行っています。
	後期高齢者医療支援金	後期高齢者医療制度に対して拠出する支援金のこと、社会保険診療報酬支払基金を通じて納付されます。
	後発医薬品	先発医薬品の特許期間終了後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品のことです。一般的に開発費用が安く抑えられていることから、先発医薬品に比べて薬価が低くなっています。
	国保総合保健施設	国保直営診療施設と一体となって保健サービスを総合的に行う拠点として、国保直営診療施設に併設・隣接する国保保健福祉総合施設、国保高齢者保健福祉支援センター、老人保健施設を統合したもののことです。
	国保直営診療施設	国保事業の根幹となる療養の給付を行う必要から、保険者等が設置する病院または診療所のこと、その地域の被保険者が療養の給付を受けることが困難な地域において、国保事業運営の必要性から設置、運営されているものです。
し	所得	「総所得金額及び山林所得金額」（地方税法第314条の2第1項）に「雑損失の繰越控除額」（地方税法第313条第9項）と「分離譲渡所得金額」（地方税法附則第34条第4項または同法附則第35条第5項及び同法附則第35条の2第6項など）を加えたもので、いわゆる「旧ただし書き方式」により算定された所得総額（基礎控除前）に相当するものです。

用語		解説
せ	前期高齢者交付金・納付金	会社等の退職により前期高齢者が大量に国保に加入することで生じる保険者間の医療費負担の不均衡を調整するため、平成20年4月から前期高齢者医療制度が創設されました。前期高齢者の加入率が全国平均に比べて下回る保険者は納付金を抛出、上回る保険者は交付金の交付を、社会保険診療報酬支払基金を通じて行われます。
	前年度繰上充用	会計年度経過後、その当該会計年度の歳入が歳出に対して不足する場合に、翌年度の歳入を繰り上げて当該年度に充てるものです。翌年度の歳出に、翌年度の歳入を財源として繰上充用金を計上し、当該年度（翌年度からは前年度）へ支出することとなります。
ち	重複受診	一定期間連続して同一月に同一疾病の受診医療機関が複数ある場合等のことをいいます。
	重複投薬	一定期間連続して同一月に同一薬剤を複数の医療機関から処方されている場合等のことをいいます。
ね	年齢調整	市町村ごとで被保険者数の年齢構成が違うことから、その影響を排除するため、各市町村が全国平均の年齢構成とした場合の医療費水準を算出する作業のことです。
ひ	PDCAサイクル	事業を継続的に改善するため、Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Act（改善）の段階を繰り返すことをいいます。
	被保険者	被保険利益の主体として、傷病等の保険事故が発生した場合に、保険給付として医師の診断や治療を受ける権利を持つ者のことです。市町村が運営する国保の場合は、当該市町村内に住所を有する者が被保険者となります（他の医療保険制度の加入者や生活保護受給者等は適用除外）。
	退職被保険者等	市町村が行う国民健康保険の被保険者のうち、老齢または退職を支給の事由とする被用者年金の受給権者で、当該年金保険の加入期間が20年以上または40歳以降10年以上の者をいいます。 平成20年4月に前期高齢者医療制度が創設されたことから、当制度は廃止となり、平成26年度までの間における65歳未満の退職被保険者等を対象として制度を存続させる経過措置がとられています。
	一般被保険者	上記「退職被保険者」以外の被保険者のことです。
	頻回受診	一定期間連続して同一月に同一医療機関での受診が一定以上ある場合等のことをいいます。
ふ	賦課限度額	国民健康保険料（税）の算定においては、一定の限度が設けられており、その上限額のことをいいます。 平成28年度は医療分が54万円、後期高齢者支援金分が19万円、介護納付金分が16万円と定められています。
	法定軽減世帯	国保法施行令、地方税法、及び同法施行令に基づき、一定の所得以下の世帯について保険料（税）を軽減する措置により、保険料（税）が軽減（7割・5割・2割）された世帯のことです。
	保険給付	保険において、保険事故が発生した場合に支払われる給付のことで、社会保険においては、物または診療行為たる役務（サービス）の形で給付する現物給付と、金銭の形で行われる現金給付がありますが、医療保険制度における給付は現物給付が原則で、例外的に現金給付が行われることとなっています。
	保険者	国民健康保険事業を経営する主体で、疾病、負傷、出産及び死亡の保険事故が発生した場合に保険を引き受ける者のことです。

用語		解説
ほ	保険料（税）	国保事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用も含む）に充てるための徴収金のことです。市町村国保においては、保険税を徴収しないときは保険料を徴収することとなります。
	保険料（税）算定額	算定額は、以下の4つの額を合算して算定した額のことです。 所得割額：総所得金額等を算定基礎とした算定額 資産割額：固定資産税額等を算定基礎とした算定額 均等割額：被保険者数に応じて算定される額 平等割額：世帯数に応じて算定される額
	保険料（税）収納率	保険料（税）の収納額を調定額で割った割合です。 ＝ 保険料（税）収納額 ÷（保険料（税）調定額－居所不明者分調定額）
	保険料（税）調定額	保険者が歳入の内容を調査して収入金額を設定する額のこと、保険料（税）算定額から軽減額、減免額、賦課限度額を超える額を差し引いた額のことです。
り	療養給付費交付金	退職被保険者等の医療給付に要する費用に充てるため、被用者保険等保険者の拠出金を財源とした交付金のことです。
	療養諸費	現物給付された療養の給付等及び、現金給付された療養費等の合計が療養諸費となります。
	診療費	療養諸費のうち、入院、入院外、歯科の診療で現物給付された費用が診療費となります。